

令和6年度に村が取り組む事業の中から、皆様の暮らしに役立つ主なものを分野別にご紹介します。

生活支援に関すること

	相談内容	名称	内容	相談窓口	
助成・補助	高齢のためごみ出しが難しい	さわやか訪問収集事業	所定の収集所まで家庭ごみを出すことが困難な高齢者等に対し、安否を確認するために継続的に訪問してごみを収集します。	健康推進課 ☎ 25-3910	
	自宅で介護が必要な高齢者がいる	要介護等高齢者介護者激励金事業	在宅で6か月以上、要介護3以上の要介護等高齢者を介護している方に激励金を支給。 在宅介護算定期間：10月1日～9月30日 *施設入所、ショートステイ、入院期間は在宅期間より除く。		
	紙おむつ代を減らしたい	寝たきり等高齢者紙おむつ支給事業	在宅で生活する要介護認定を受けている方に対し、紙おむつ給付券を交付。(要介護5) 5,800円 、(要介護3・4) 4,200円 、(要介護1・2) 2,500円 、(総合事業・要支援1・2) 1,000円		
	耳が聞こえづらく、補聴器を購入したい	高齢者補聴器購入費助成事業	上限 25,000円 65歳以上の方で、①中度難聴で医師から補聴器が必要と認められ、②聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていない方に対し、補聴器の購入費用を助成。		
	熱中症対策として、エアコンを設置したい	冷房器具購入費助成事業	上限 30,000円 65歳以上の住民税非課税世帯で、1人暮らしの方または高齢者のみの世帯の方を対象に、居住する家屋に初めてエアコンなどを設置する場合、購入費を助成。		
	高齢のため家の改修をしたい	高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	65歳以上の方 最大 16万円 要介護認定者 最大 18万円 65歳以上の高齢者又は40歳以上65歳未満の要介護認定者で世帯の主たる生計維持者が児童手当所得制限限度額以下の方を対象に、手すりの取付、段差の解消等の改修工事費の一部を助成。		
	障がいがあり日常生活を送る上で支援がほしい	自立支援給付(介護給付・訓練等給付・補装具支給)	障がいの程度が一定以上の方に、日常生活や療養に必要な介護を行います。また、身体機能の代わりとなる補装具(義手・車いすなど)の購入や修理にかかる費用を助成。		福祉課 ☎ 25-1509
	身体や精神に障がいがあり、医療費の負担を軽くしたい	自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)	障害者手帳をお持ちの方に、障がいの程度を軽くするための手術や、継続的な精神通院の医療費が高くなりすぎないように自己負担額を軽減します。		
	生活の中で、障がいによる困難を改善させたい	障がい者等日常生活用具給付事業	障がい者手帳をお持ちの方に、自立した生活を送るための助けになるような対象用具(入浴補助具・手すりなど)を支給。		
	心身の障がいが高く、医療費の支援がほしい	重度心身障がい者医療費給付事業	心身に障がいを受け、重度の障がい者手帳の交付を受けた方に、医療費を助成。		

地域支援に関すること

	相談内容	名称	内容	相談窓口
助成・補助	自分たちの地域を守っていききたい	自主防災組織支援事業	村内各地域において自主防災組織の結成を促進させ、組織された団体の活動に対し補助金の交付や支援を行います。	防災課 ☎ 21-5190
	自分たちの地域を良くしていきたい	にしごう「絆」育成補助金事業	令和6年度新規事業より 最大 20万円 地域の課題解決やまちの活性化を図るため、自主的なまちづくり活動や、公益的活動を行う住民団体等に対し、補助金を交付。	総務課 ☎ 25-1112
	村内でスポーツイベントを開催したい	スポーツイベント等誘致促進事業	最大 20万円 *対象事業費の1/2 西郷村を主会場として開催し、地域活性化に寄与すると認めたスポーツイベントに対し補助。	生涯学習課 ☎ 25-2371
	村づくり、人づくりのために事業を行いたい	人材育成基金助成金	最大 50万円 地域活性化、教育、産業、福祉の振興のために村民の自主調査、研究または研修など自主的な村づくり・人づくり活動のための事業に対して、助成金を交付。	

就業・雇用支援に関すること

	相談内容	名称	内容	相談窓口
助成	就職したが、奨学金の返済が難しい	奨学金支援基金事業	大学等を卒業又は修了後に本村に定住し村内事業所等へ就業する方の各種奨学金の返還支援。	産業振興課 ☎ 25-1116
貸付	村内で保育士として働きたい	保育士就職準備金貸付事業	村内保育所へ就職する保育士に対し、就職準備金を貸し付けます。同一の保育所等に2年以上勤務したときは返還免除となります。	福祉課 ☎ 25-1509

産業支援に関すること

	相談内容	名称	内容	相談窓口	
助成・補助	農業を新たに始めたい	新規就農者支援事業	最大 60万円	村内において新たに就農しようとする方に対して、その費用の一部を助成。	産業振興課 ☎ 25-1116
		新規就農者確保事業	年間最大 150万円 夫婦共同の場合 225万円	新たに独立して農業経営を始める49歳以下の認定新規就農者に対して、就農直後の経営の一部を補助（最長5年間）	
	野菜や果樹栽培を作るため、設備投資をしたい	施設園芸野菜振興対策事業		野菜等生産者を対象に野菜、果樹、花卉生産を振興するための購入費の一部を助成。 農業用機械（上限30万円）、パイプハウス（上限額50万円）、農業用資材（上限額10万円）	
	有害鳥獣からの被害を防ぎたい	有害狩猟鳥獣被害対策費補助金	上限 個人 10万円 組織 20万円	有害鳥獣による農作物被害を軽減させるため、電気柵等の被害防止設備に要した 費用の3分の1 を補助。	
	事業を営む中小企業者へ補助してほしい	中小企業課題解決アドバイザー活用支援事業補助金	最大 30万円	社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため村内中小企業・小規模企業が、専門家から新分野展開や業態転換等の事業再構築、事業再興に向けた事業計画を策定する際に要した経費の一部を補助します。	
		経営改善支援事業費補助金	最大 50万円	原材料価格、燃料費等の高騰により、厳しい経営環境におかれている村内中小企業・小規模企業の経営改善を促進し、「強い企業」づくりを進めるため、「経営改善計画」等の策定経費の一部を補助します。	
酪農ヘルパーを利用したい	酪農ヘルパー利用事業補助金		村内に住所を有する（法人にあっては本店が所在する）酪農を営む農業者が、酪農ヘルパーを利用する際、 利用料金の4分の1 に相当する額以内を助成。		
融資	村独自の融資制度を利用したい	中小企業経営合理化資金融資制度	1企業あたり 1,000万円以内	村内事業者の経営基盤の安定のため、1年以上村内に居住し、同一事業を1年以上営み、その経営が健全で、かつ村税を納入している中小企業者に対して融資。	産業振興課 ☎ 25-1116
		中小企業経営合理化資金融資保証料及び利子補給補助金		上記融資制度に対する融資を受けた方に対し、当該資金借入に関わる保証料及び利子補給金を村で補助。 *ただし申込時における当初契約期間のみとする。	
支援	創業したい、経営相談をしたい	西郷村商工会による経営改善普及事業	村内の中小企業者や個人事業主の経営や事業継承、創業を応援するため、様々な支援制度を行っています。 ○ 創業・事業継承・経営支援 経営指導員による創業や事業継承、経営改善などの相談や指導を行っています。 ○ 金融支援 金融や信用保証に関する相談やあっせんを行っています。 ○ 税務、経理、保険手続などの支援 決算や申告期の税務の相談や指導を行っています。	西郷村商工会 ☎ 25-1266	

今回、ご紹介した事業は一部です。

その他の事業・施策等については、各相談窓口にお問合せください。

発行：西郷村役場 総務課
(電話番号) 25-1112